

繊維製品に係る取引の適正化について

平成13年9月28日
公正取引委員会

繊維製品に係る取引については、最近の繊維製品の輸入の急増等、繊維産業を取り巻く環境が変化する中で、生産・流通の各分野における取引慣行の問題が指摘され、その改善が強く求められている。

このような状況を踏まえ、平成12年12月、公正取引委員会と通商産業省（現経済産業省）は共同で繊維業界との検討会を開催し、取引適正化のための対応について検討を行ってきたところである。これを踏まえ、繊維製品に係る取引の適正化に資するため、公正取引委員会は、繊維業界から、下請法又は独占禁止法上問題になるとと思われる具体的な取引慣行について事例の報告を求め、これらを参考に、「繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し下請法又は独占禁止法上問題となる事例」を取りまとめ、本日付けで業界団体に通知し傘下事業者への周知を要望した。

本事例集は、第1部「下請法による規制」、第2部「優越的地位の濫用行為に関する独占禁止法の規制」から構成され、それぞれ繊維製品に係る取引において問題となる事例を、代金の減額、返品等の行為類型ごとに整理したものである（内容については別紙参照）。

今後、経済産業省と協力し、繊維業界を対象とする講習会を全国各地において開催するとともに、講習会において本事例集の説明を行い、繊維業界における下請法及び独占禁止法についての一層の理解を深めることとしている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局	経済取引局	取引部	企業取引課
	電話	03-3581-3373（直通）		
ホームページ	http://www.jftc.go.jp			

繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し
下請法又は独占禁止法上問題となる事例

目次

はじめに

第1部 下請法による規制

- 1 規制の概要
- 2 下請法上問題となる事例
 - (1) 発注書面の不交付等
 - (2) 受領拒否
 - (3) 下請代金の支払遅延
 - (4) 下請代金の減額
 - (5) 返品
 - (6) 買ったたき
 - (7) 購入強制
 - (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済
 - (9) 割引困難な手形の交付

第2部 優越的地位の濫用行為に関する独占禁止法の規制

- 1 規制の概要
- 2 独占禁止法上問題となる事例
 - (1) 受領拒否
 - (2) 代金の支払遅延
 - (3) 代金の減額要請
 - (4) 返品
 - (5) 著しく低い対価での取引の要請
 - (6) 商品等の購入要請
 - (7) 協賛金等の負担の要請
 - (8) 従業員等の派遣の要請
- 3 取引条件の書面化の必要性

はじめに

1 「繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し下請法又は独占禁止法上問題となる事例」(事例集)は、繊維製品に係る取引について生産・流通の各分野における取引慣行の問題が指摘されている状況にかんがみ、繊維業界から提出された取引慣行についての具体的問題事例を参考に、繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し、下請法又は独占禁止法によって禁止されている行為について、それぞれの法律ごとに違反行為類型別に事例を整理したものである。

2 取引上の優越的地位の濫用行為は、一般的には、独占禁止法の不公正な取引方法として一般指定第14項によって規制され、特に、物品の製造委託等に係る親事業者と下請事業者との取引における優越的地位の濫用行為については、迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図るため、独占禁止法の補完法である下請法によって規制されている。

下請法は、資本金が3億円を超える法人が資本金3億円以下の法人(個人を含む。)に、又は資本金が1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人(個人を含む。)に、販売又は請負の対象となる製品の製造委託を行う場合等において、発注書面の交付を義務付けているほか、受領拒否、代金の支払遅延、減額、返品等の行為を禁止している。第1部は、このような下請法上問題となる行為について記述している。

独占禁止法は、一般に、取引上優越した地位にある事業者が、その取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を禁止している。したがって、例えば、製造委託取引のうち取引の当事者が下請法の資本金要件を満たしていないために下請法が適用されない取引や製造委託以外の取引(製造委託を伴わない大規模小売業者への物品の納入取引等)における優越的地位の濫用行為は独占禁止法によって規制される。第2部は、このような独占禁止法上優越的地位の濫用として問題となる行為について記述している。

3 具体的にどのような行為が下請法又は独占禁止法上問題となるのかについては、下請法については、「下請代金支払遅延等防止法第4条第1項に関する運用基準」(昭和62年4月1日公正取引委員会事務局長通達第2号)において、また、独占禁止法については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月11日公正取引委員会事務局)、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成10年3月17日公正取引委員会)、「不当な返品に関する独占禁止法上の考え方」(昭和62年4月21日公正取引委員会事務局)(いずれも、公正取引委員会ホームページに掲載)において既に明らかにされているところである。

本事例集は、下請法及び独占禁止法についての一層の理解に資するために、これらのガイドライン等示された考え方に基つき、繊維製品に係る取引における取引慣行上の問題事例を整理したものであり、これによって、法違反行為の未然防止と、取引の適正化に役立てようとするものである。

第1部 下請法による規制

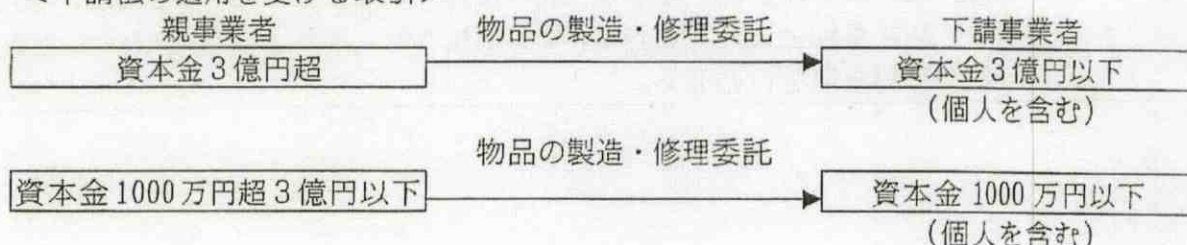
1 規制の概要

下請法は、資本金が3億円を超える法人が資本金3億円以下の法人（個人を含む。）に、又は資本金が1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人（個人を含む。）に、販売又は請負の対象となる製品（半製品、部品、附属品及び原材料を含む。以下同じ。）の製造（加工を含む。以下同じ。）を委託する場合等に適用される。「製造を委託する」とは、事業者が他の事業者に製品の規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して製造を依頼することをいう。

下請法の適用を受ける取引においては、親事業者は、下請事業者に対して、発注の都度、発注の内容、代金・支払期日、支払方法、製造を委託した製品を受領する期日・場所、検査をする場合には検査を完了する期日などを記載した書面（発注書面）を交付しなければならないほか、受領拒否、下請代金の支払遅延、減額、返品、買いたたき、購入強制、有償支給原材料等の対価の早期決済、割引困難な手形の交付などを行うことが禁止されている。

繊維業においては、事業者（いわゆるアパレルメーカー（以下「衣服製造卸業者」という。）や産地問屋、小売業者を含む。）が、仕様等を指定して他の事業者に製造を委託することが多く、また、これら製造を受託する事業者の多くは中小企業であるため、下請法の適用対象となる取引（下請取引）が多い。

<下請法の適用を受ける取引>



2 下請法上問題となる事例

以下に、繊維業界から問題ある取引慣行として報告を受けた事例を参考に、下請法上問題となる代表的な事例を示す。

(1) 発注書面の不交付等

親事業者は、下請事業者に物品の製造や修理を委託する場合、直ちに、注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法などを明記した書面（発注書面）を下請事業者に交付する義務がある（下請法第3条）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[発注書面の不交付等について下請法上問題となる事例]

(1)-1（口頭での発注）

靴下卸売業者は、靴下製造業者に靴下の製造を委託するに当たり、取引条件等の通知は担当者が口頭で行っていた。

(1)-2（下請代金の額の不記載）

産地問屋は、絹織物製造業者に絹織物の製造を委託するに当たり、発注内容を記載した書面を交付していたが、下請代金の支払額が記載されていないなど記載内容に不備があった。

(1)-3（サンプル品発注に係る書面不交付）

衣服製造卸業者は、ニット製品製造業者に仕様、規格等を指示してサンプル製品の製造・加工を委託するに当たり、下請代金の額等を記載した書面を交付しなかった。

(1)-4（委託内容に係る記載不備）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の縫製加工を委託しているところ、縫製業者に、発注書面上に記載されていない値札作り、値札とスベアー付け、包装掛け等の付随業務を行わせた。

(2) 受領拒否

親事業者は、下請事業者の製造した製品に瑕疵があるなど下請事業者の責に帰すべき理由がある場合を除き、納期に下請事業者の納入する製品の全部を受け取らなければならない（下請法第4条第1項第1号）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[受領拒否について下請法上問題となる事例]

(2)-1（在庫調整を目的とした受領拒否）

タオル卸売業者は、タオル製造業者にタオルの製造を委託し、これを受けてタオル製造業者が既に受注したタオルの製造を完了しているにもかかわらず、自社の製品在庫が増加したことを理由として、発注時に定めた納期に、発注したタオルの一部しか受領せず、残りは在庫の増減に応じて必要な日時に必要な量だけ納入させた。

(2)-2（売行き不振を理由とした発注取消）

産地問屋は、綿織物製造業者に綿織物の製造を委託し、これを受けて綿織物製造業者が既に受注した綿織物の製造を完了しているにもかかわらず、自社製品の売行き不振を理由として、発注を取り消した。

(2)-3（売行き不振を理由とした発注取消、原材料等の費用負担）

靴下卸売業者は、靴下製造業者に靴下の製造を委託し、これを受けて靴下製造業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、自社製品の売行き不振を理由として、一部の発注を取り消し、残った原材料等の費用を負担させた。

(2)-4（出荷指示書による納期経過後の納品指示）

生地製造業者は、染色業者に生地の染色加工を委託しているところ、発注書面に納期を記載しているにもかかわらず、発注時に定めた納期に染色業者の納入する製品を受領せず、納期経過後に「出荷指示書」で必要に応じて必要な数量の出荷を指示した。

(2)-5（無理な納期の設定による受領拒否）

衣服製造卸業者は、ニット製品製造業者に衣服の縫製加工を委託するに当たり、ニット製品製造業者と十分な協議をすることなしに、事実上、納期までに納入することが無理な納期を設定した。そのため、ニット製品製造業者は納期までに納入できなかったところ、衣服製造卸業者は納期遅れを理由として、ニット製品製造業者の納入する製品を受領しなかった。

(2)-6（親事業者が指定した原材料の入荷遅れによる受領拒否）

衣服製造卸業者は、ニット製品製造業者に衣服の縫製加工を委託するに当たり、製造に必要な原材料の購入先を指定して購入させているところ、原材料の入荷が遅れたため、ニット製品製造業者の製造期間が著しく短期間になり、そのため、ニット製品製造業者は納期までに納入できなかった。そこで、衣服製造卸業者は納期遅れを理由として、ニット製品製造業者の納入する製品を受領しなかった。

(3) 下請代金の支払遅延

親事業者は、受領した製品の検査をするかどうかを問わず、下請代金の支払期日を、製品を受領した日から起算して60日以内の期間内で、かつ、できる限り短い期間内において定め、また、支払期日までに下請代金を全額支払わなければならない（下請法第2条の2、第4条第1項第2号）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[下請代金の支払遅延について下請法上問題となる事例]

(3)-1（納品日から60日を経過した支払期日の設定）

タオル卸売業者は、タオル製造業者にタオルの製造を委託しているところ、支払期日を納品日から60日を経過して設定した。

(3)-2（期日現金払による支払遅延）

生地製造業者は、染色業者に生地の染色加工を委託しているところ、従来手形払いであったものを現金払いに変更し、支払日は従来の手形の満期相当日とすることにより、下請代金を染色業者の納入した生地を受領してから60日を経過して支払った。

(3)-3（支払制度の不備による支払遅延）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の縫製加工を委託しているところ、下請代金の支払制度を毎月20日納品締切翌月末支払としていたため、一部の下請代金について、納品日から60日を経過した支払となっていた（1ヶ月締切制度を採っている場合には、締切後30日（1ヶ月）以内に支払日を設定しなければならない。）。

(3)-4（検収の遅れによる支払遅延）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の縫製加工を委託するに当たり、月末納品締切翌月末支払の支払条件で下請代金を支払っているところ、受領後の検査完了をもって納品があったものとみなし、当月末日までに受領したものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納品があったものとして計上していたため、一部の下請代金が支払期日を経過して支払われていた。

(3)-5（事務処理の遅れによる支払遅延）

靴下卸売業者は、靴下製造業者に靴下の製造を委託するに当たり、月末納品締切翌月末支払の支払条件で下請代金を支払っているところ、納期間近に受領したものの事務処理が翌月になることがあり、この場合、翌月に納品があったものとして計上していたため、一部の下請代金が支払期日を経過して支払われていた。

(4) 下請代金の減額

親事業者は、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じてはならない（下請法第4条第1項第3号）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[下請代金の減額について下請法上問題となる事例]

(4)-1（歩引きによる減額）

産地問屋は、生地製造業者に原材料等を支給して生地の加工を委託しているところ、「歩引き」と称して、あらかじめ定められた加工賃から一定率を差し引いた額を支払った。

(4)-2（瑕疵のない製品を含めた減額）

タオル卸売業者は、タオル製造業者にタオルの製造を委託し、受領したタオルを小売業者に販売しているところ、小売業者から、ごく一部の製品に瑕疵があるとのクレームがあったことを理由に、対象製品について、受領した全数を値引きの対象として、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

(4)-3（協力値引きと称する減額）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の縫製加工を委託しているところ、販売促進のための「協力値引き」と称して、あらかじめ定められた下請代金からシーズン中の仕入実績に応じた一定率を差し引いた額を支払った。

(4)-4（金利引きによる減額）

産地問屋は、絹織物製造業者に絹織物の製造を委託するに当たり、下請代金を約束手形で支払うこととしているところ、支払方法を一方的に現金払いに変更し、「金利引き」と称して、あらかじめ定められた下請代金から一定率を差し引いた額を支払った。

(4)-5（無理な納期の設定による減額）

衣服製造卸業者は、ニット製品製造業者に衣服の縫製加工を委託するに当たり、ニット製品製造業者と十分な協議をすることなしに、事実上、納期までに納入することが無理な納期を設定した。そのため、ニット製品製造業者は納期までに納入できなかったところ、衣服製造卸業者は納期遅れを理由として、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

(4)-6（親事業者が支給する原材料の入荷遅れによる減額）

衣服製造卸業者は、ニット製品製造業者に繊維製品の製造を委託するに当たり、製造に必要な原材料を支給しているところ、衣服製造卸業者の支給する原材料の入荷が遅れたため、ニット製品製造業者の製造期間が著しく短期間になり、そのため、ニット製品製造業者は納期までに納入できなかった。そこで、衣服製造卸業者は納期遅れを理由として、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

(4)-7（サンプルとして提供したことを理由とした減額）

生地製造業者は、染色業者に生地の染色加工を委託しているところ、受領し

た生地の一部をサンプルとして顧客に提供し、サンプルとして提供した分に係る代金を一方的に減額した。

(5) 返品

親事業者は、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造委託した製品を受領した後、下請事業者にその受領した製品を引き取らせてはならない（下請法第4条第1項第4号）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[返品について下請法上問題となる事例]

(5)-1（小売段階で付けられた汚れを理由とした返品）

産地問屋は、絹織物製造業者に絹織物の製造を委託しているところ、受領した絹織物について明らかに小売段階で付けられたと認められる汚れを理由として、絹織物製造業者に返品した。

(5)-2（受領後、長期間経過後の返品）

靴下卸売業者は、靴下製造業者に靴下の製造を委託しているところ、1年以上前に受領した製品について、製品不良を理由として、靴下製造業者に返品した。

(5)-3（瑕疵のない製品を含めた返品）

衣服製造卸業者は、縫製業者に生地等を指定して購入させた上で、衣服の縫製加工を委託しているところ、受領した製品を全数検品し、不良品が1枚あったことを理由として、縫製業者に当該製品を全数返品した。

(5)-4（売残り品の返品）

小売業者は、衣服製造業者に自社のブランド名を付した衣料品の製造を委託しているところ、シーズン終了時点で売れ残った製品を衣服製造業者に引き取らせた。

(5)-5（恣意的な検査による返品）

生地製造業者は、染色業者に生地の染色加工を委託しているところ、染色業者の納品したものをいったん受領した後、検査を恣意的に厳しくし、以前には問題としていなかったような色むら、風合い等を指摘して、染色業者に引き取らせた。

(6) 買ったとき

親事業者は、下請事業者に製造委託した製品と同種又は類似の内容の製品に対して通常支払われる対価に比べて、著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない（下請法第4条第1項第5号）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[買ったときについて下請法上問題となる事例]

(6)-1（加工賃の後決めによる買ったとき）

衣服製造卸業者は、縫製業者に縫製加工を委託するに当たり、加工賃を定めずに加工を委託し、受領した後に、縫製業者と十分な協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る加工賃を定めた。

(6)-2（大量に発注することを前提とした単価による少量の発注）

生地製造業者は、染色業者に生地染色加工を委託しているところ、加工賃の値決めの際し、染色業者に大口を前提として見積書を出させたにもかかわらず、実際には、その見積価格を小口の発注における加工賃として定めたため、当該加工賃は通常の対価を大幅に下回るものとなった。

(6)-3（短納期発注による費用増を考慮しない買ったとき）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の縫製加工を委託するに当たり、短納期での発注を要請し、縫製業者において休日出勤、残業等のため、費用が増大した。しかしながら、衣服製造卸業者は、縫製業者と十分な協議をすることなく、また、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(6)-4（多頻度配送による費用増を考慮しない買ったとき）

小売業者は、衣服製造業者に自社のブランド名を付した衣料品の製造を委託するに当たり、従来、週1回であった配送頻度を毎日に変更するよう要請し、衣服製造業者において運送費等の費用がかさんだ。しかしながら、小売業者は、衣服製造業者と十分な協議をすることなく、また、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(6)-5（サンプル品の無償発注）

衣服製造卸業者は、ニット製品製造業者に仕様、規格等を指示してサンプル製品の製造・加工を委託するに当たり、ニット製品製造業者がサンプル製品の製造・加工に係る代金を取り決めるよう求めたにもかかわらず、一方的に代金を支払わないこととした。

(6)-6（付随業務による費用増を考慮しない買ったとき）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の製造・加工を委託し、納品させているところ、従来、衣服製造卸業者が作業していた衣服の値札作り、値札とスベア一付け、包装掛け等の作業を縫製業者に要請した。これにより、縫製業者は人員を手配するなど、費用が増加したので、代金の引上げを要請したが、衣服製造卸業者は、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(7) 購入強制

親事業者は、正当な理由がある場合を除き、下請事業者に自己の指定する物を強制的に購入させてはならない（下請法第4条第1項第6号）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[購入強制について下請法上問題となる事例]

(7)-1（購買・外注担当者等による購入要請）

小売業者は、自社のブランド名を付した衣料品を製造委託している衣服製造業者に対し、購買・外注担当者等を通じて、衣服製造業者ごとに目標額を定めて商品の購入を要請し、購入を余儀なくさせた。

(7)-2（購入先の紹介要請）

小売業者は、新店舗の開設に当たり、自社のブランド名を付した衣料品を製造委託している衣服製造業者に対し、購買・外注担当者等を通じて、小売業者の商品を購入する者（衣服製造業者の取引先など）を紹介するよう要請した。そのため、衣服製造業者の中には、購入者を紹介することができず、自ら購入することを余儀なくされた者があった。

(7)-3（販売先からの要請による購入要請）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣料品の製造・加工を委託し、受領した衣服を小売業者に販売しているところ、小売業者からの要請を受け、小売業者の新店舗開設時に、縫製業者に対し当該新店舗から商品を購入するよう要請し、購入を余儀なくさせた。

(7)-4（自社の株式の購入要請）

生地製造業者は、染色業者に生地の染色加工を委託するに当たり、継続取引の条件として、自社の株式を購入するよう要請し、染色業者に当該株式の購入を余儀なくさせた。

(7)-5（最終製品の買取り要請）

産地問屋は、デザイン、仕様等を指定し綿織物製造業者に綿織物の製造を委託し納品させているところ、縫製され最終製品となったものを、「返品」と称して、小売価格での買取りを要請し、買取りを余儀なくさせた。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

下請事業者が委託された製品を製造するのに必要な原材料等を親事業者が有償で支給している場合に、親事業者は、この有償支給原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者に支払わせてはならない（下請法第4条第2項第1号）。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[有償支給原材料等の対価の早期決済について下請法上問題となる事例]

(8)-1（下請代金の支払期日を考慮しない決済方法による原料代の早期決済）

衣服製造卸業者は、ニット製品製造業者に繊維製品の製造を委託するに当たり、製造に必要な原料を有償で支給しているところ、衣服製造卸業者が原料の決済条件を当該原料を用いて製造する製品の下請代金の支払期日を考慮せずに定めたことにより、ニット製品製造業者が原料代を支払う日が下請代金の支払期日より先になった。

(8)-2（製造に必要な附属品の早期決済）

衣服製造卸業者は、衣服製造業者に紳士服の製造を委託するに当たり、製造に必要な附属品を有償で支給しているところ、当該附属品を用いて製造する製品の下請代金の支払期日より前に、当該附属品の代金を衣服製造業者に支払わせた。

(9) 割引困難な手形の交付

親事業者は、下請代金の支払について、一般の金融機関において割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない(下請法第4条第2項第2号。繊維製品に係る取引においては、手形の期間は90日以内)。例えば、以下の事例は下請法上問題となる。

[割引困難な手形の交付について下請法上問題となる事例]

(9) (手形期間が90日を超える手形の交付)

産地問屋は、綿織物製造業者に綿織物の製造を委託するに当たり、下請代金を手形で支払うこととしているところ、手形期間が90日を超える手形で下請代金を支払った。

第2部 優越的地位の濫用行為に関する独占禁止法の規制

1 規制の概要

独占禁止法は、取引上優越した地位にある事業者が、その取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を、優越的地位の濫用として禁止している（独占禁止法第19条（一般指定第14項））。

取引上優越した地位にある場合とは、取引の相手方にとって当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合である。取引上優越した地位にあるかどうかの判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先の変更可能性、事業規模の格差、商品の需給関係等を総合的に考慮する。

他の事業者に製品の製造を委託する事業者（衣服製造卸業者や産地問屋等の卸売業者を含む。）が、受託している事業者に対し、取引上優越した地位にある場合に、受領拒否、代金の支払遅延、代金の減額要請、返品、著しく低い対価での取引の要請、商品等の購入要請、協賛金等の負担の要請、従業員等の派遣の要請を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題を生じやすい。

また、小売業者が、納入業者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して同様の行為等を行う場合についても、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題を生じやすい。

2 独占禁止法上問題となる事例

以下に、繊維業界から問題ある取引慣行として報告を受けた事例を参考に、優越的地位の濫用に該当する行為について考え方を記載し、独占禁止法上問題となる代表的な事例を示す。

なお、以下の(1)から(6)までに示す事例は、下請取引においてこのような行為が行われる場合には、独占禁止法上問題となるとともに、下請法上も問題となる。

(1) 受領拒否

規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して他の事業者製品に製造を委託する事業者（以下「委託者」という。）が、製造を受託する事業者（以下「受託者」という。）が製造した製品の受領を拒否することがある。

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対して、規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して製造委託をした製品について、受託者に責任がないにもかかわらず、その全部又は一部の受領を拒否する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

ただし、委託者が、受託者の同意を得、かつ、受領しないことに伴う損害を補償する場合は、優越的地位の濫用の問題とはならない。

[受領拒否について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある委託者が、次の事例のように、受託者の責に帰すべき事由がないにもかかわらず、受託者の同意なく、受託者が製造した製品の受領を拒否し、代金を支払わないことは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(1)-1（販売先の売行き不振を理由とした受領拒否）

衣服製造卸業者は、縫製業者に自社のブランド名を付した婦人服の縫製加工を委託しているところ、当該婦人服を納入する小売業者の売行き不振という一方的な都合により、縫製業者の同意を得ず、契約で定めた数量のうち一部の受領を拒否し、その代金を支払わなかった。

(1)-2（販売の打切りによる受領拒否）

大規模小売業者は、縫製業者に自社のブランド名を付した紳士服の縫製加工を委託し、商品を納入させているところ、当該ブランド紳士服の販売打切りという一方的な都合により、縫製業者の同意を得ず、発注した数量の全部の受領を拒否し、その代金を支払わなかった。

(1)-3（売行き不振を理由とした発注取消、原材料等の費用負担）

衣服製造業者は、縫製業者に生地等を指定して購入させた上で、特定の顧客向けの紳士服の縫製加工を委託しているところ、当該製品の売行き不振という一方的な都合により、縫製業者の同意を得ず、発注した製品の一部の発注を取り消し、残った原材料等の費用を負担させた。

(2) 代金の支払遅延

委託者が、受託者に対して製造委託した製品について、受託者に責任がないにもかかわらず、製品を受領した後、その全部又は一部の代金をあらかじめ定めた支払期日より遅れて支払うことがある。

取引上優越した地位にある委託者が、正当な理由がないのに、製造委託をした製品を受領した後、あらかじめ定めた支払期日に、当該製品の代金を支払わない場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

また、あらかじめ定めた支払期日より遅れて代金を支払う場合だけでなく、取引上優越した地位にある委託者が、一方的に代金の支払期日を正常な商慣習に照らして遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

ただし、支払期日が遅く設定される場合であっても、代金の額について支払期日までの受託者側の資金調達コストを踏まえた対価として交渉が行われるなど不当に不利益を受託者に与えていないと認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。

以上の考え方は、小売業者がその納入業者に対して取引上優越した地位にある場合にも基本的には同様に適用される。

[代金の支払遅延について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある委託者又は小売業者が、次の事例のように、製造委託をした製品又は発注した商品を受領した後、あらかじめ定めた支払期日に代金を支払わないことは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者又は納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(2)-1 (事務処理の遅れによる支払遅延)

衣服製造卸業者は、縫製業者に婦人服の縫製加工を委託しているところ、衣服製造卸業者の支払手続の遅延など一方的な都合により、縫製業者に対して、契約で定めた支払期日に代金を支払わなかった。

(2)-2 (検収の遅れによる支払遅延)

繊維問屋は、綿織物製造業者に規格、仕様等を指定して綿織物の製造を委託しているところ、委託した綿織物を受領しているにもかかわらず、検収を恣意的に遅らせることにより、契約で定めた支払期日に代金を支払わなかった。

(3) 代金の減額要請

委託者が、受託者に対して、製造委託をした製品について、受託者に責任がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の減額を要請することがある。

委託者が受領した製品があらかじめ取り決めた条件に満たないことを理由として、受託者に対して代金の減額を要請することもあるが、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、正当な理由がないのに、製造委託をした製品について、あらかじめ定めた代金の減額を要請する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

また、委託者が発注時に定めた代金を変更することなく、委託の条件とは異なる作業を要請する場合もあるが、このように代金を実質的に減額することとなる場合の考え方は、上記と同様である。

ただし、代金の減額要請が対価に係る交渉の一環として行われ、その額が需給関係を反映したものであると認められる場合には、優越的地位の濫用の問題とはならない。

以上の考え方は、小売業者がその納入業者に対して取引上優越した地位にある場合にも基本的には同様に適用される。

[代金の減額要請について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある委託者又は小売業者が、次の事例のように、製造委託をした製品又は発注した商品について、あらかじめ定めた代金の減額を要請することは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者又は納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(3)-1 (恣意的な検査基準の変更による減額)

繊維問屋は、綿織物製造業者に綿織物の製造を委託しているところ、受領した綿織物について、検収を恣意的に厳しくすることにより、契約で定めた代金を減額した。

(3)-2 (瑕疵のない商品を含めた減額)

生地製造業者は、染色業者に生地の染色加工を委託し、受領した生地を大規模小売業者に販売しているところ、大規模小売業者から、ごく一部の商品に瑕疵があるとのクレームがあったことを理由に、一方的に、染色加工を委託した生地の全数を値引きの対象として、代金を減額した。

(3)-3 (サンプルとして提供したことを理由とした減額)

生地製造業者は、染色業者に生地の染色加工を委託しているところ、受領した生地の一部をサンプルとして顧客に提供し、サンプルとして提供した分に係る代金を一方的に減額した。

(3)-4 (協力金の名目による減額)

大規模小売業者は、衣服製造卸業者から婦人服を仕入れているところ、自らの店舗の売行き不振を理由として、衣服製造卸業者と十分な協議をすることな

く、「協力金」の名目であらかじめ定められた納入価格の値引きをさせた。

(4) 返品

小売業者が、納入業者に対して、発注した商品を受領した後、当該商品を返品することがある。

返品は、新規商品の参入を促進する、あるいは地域的な需給に即応させる等の利点を有する場合もあるが、優越的地位にある小売業者が一方的な都合で返品を行う場合には、納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

取引上優越した小売業者が、納入業者に対し購入した商品を返品することは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(ア) どのような場合に、どのような条件で引き取らせるのか、取引当事者間で明確になっていない場合であって、納入業者にあらかじめ計算できない不利益を与える場合

(イ) 次のような行為を行い、納入業者にとって不利益を与えることとなる場合

- a 納入業者の責に帰すべき事由によらない瑕疵のある製品等の返品
- b 小売業者のプライベート・ブランド商品の返品
- c 月末又は期末の在庫調整のための返品
- d 小売業者の独自の判断に基づく店舗又は売場の改装や棚替えに伴う返品
(ただし、季節商品の販売時期の終了時の棚替えに伴う返品であって、その条件が取引当事者間であらかじめ明確になっている場合を除く。)

上記の考え方は、委託者が受託者に対して取引上優越的地位にある場合において、委託者が製品を受領した後に、当該委託に係る製品を受託者に引き取らせる場合にも、同様に適用される。また、受託者に対して、委託に係る製品が更に加工され、最終製品となった後、これを一方的に受託者に小売価格で引き取らせる場合にも、独占禁止法上問題となる(後記(6)商品等の購入要請)。

[返品について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある委託者又は小売業者が、次の事例のように、製造委託をした製品又は発注した商品を返品することは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者又は納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(4)-1 (展示に用いたために汚損した商品の返品)

大規模小売業者と衣服製造卸業者は、納品段階で汚損した商品のみの返品を認めることを条件として取引をしているところ、大規模小売業者は、衣服製造卸業者に対して、大規模小売業者が展示に用いたために汚損した商品を一方的に返品した。

(4)-2 (売れ残ったプライベートブランド商品の返品)

大規模小売業者は、衣服製造業者に自社のブランド名を付した衣料品の製造を委託しているところ、シーズン終了時点で売れ残った製品を衣服製造業者に

引き取らせた。

(4)-3 (小売段階で付けられた汚れを理由とした返品)

産地問屋は、絹織物製造業者に絹織物の製造を委託しているところ、受領した絹織物について明らかに小売段階で付けられたと認められる汚れを理由として、絹織物製造業者に返品した。

(4)-4 (瑕疵のない製品を含めた返品)

衣服製造卸業者は、縫製業者に生地等を指定して購入させた上で、衣服の縫製加工を委託しているところ、受領した製品を全数検品し、不良品が1枚あったことを理由として、縫製業者に当該製品を全数返品した。

(4)-5 (恣意的な検査による返品)

生地製造業者は、染色業者に生地染色加工を委託しているところ、染色業者の納品したものをいったん受領した後、検査を恣意的に厳しくし、以前には問題としていなかったような色むら、風合い等を指摘して、染色業者に引き取らせた。

(5) 著しく低い対価での取引の要請

委託者が、受託者に対し、製造委託をした製品と同種又は類似の製品に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い対価で取引を要請することがある。

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、製造委託をする製品について、著しく低い対価での取引を要請する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

ただし、委託者が要請する対価が受託者の見積りにおける対価に比べて著しく低く、受託者からみると、委託者による代金の買いたたき行為であると認識されとしても、委託者から要請のあった対価で受託しようとする同業者が他に存在する場合など、それが対価に係る交渉の一環として行われるものであって、その額が需給関係を反映したものであると認められる場合には、優越的地位の濫用の問題とはならない。

なお、著しく低い対価での取引を要請することが優越的地位の濫用行為に該当するか否かについては、対価の決定に当たり受託者と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法、他の受託者の対価と比べて差別的であるかどうか等の決定内容、取引の対象となる製品の需給関係を反映しているかどうか等の対価の決定状況などを勘案して総合的に判断することとなる。

以上の考え方は、小売業者がその納入業者に対して取引上優越した地位にある場合にも基本的には同様に適用される。

[著しく低い対価での取引の要請について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある委託者又は小売業者が、次の事例のように、受託者又は納入業者に対して、製造委託をする製品又は発注する商品について、著しく低い対価を定めることは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者又は納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(5)-1 (新製品の発注による費用増を考慮しない著しく低い代金の設定)

衣服製造卸業者は、来シーズン向けに新製品の紳士服を販売することを検討しているところ、委託先の縫製業者は、当該新製品の縫製加工を行うためには新たな設備投資や人員の手配を行う必要があるなど、これによって当該紳士服の縫製加工に必要な費用等も大幅に増加することとなる。このため、縫製業者は、衣服製造卸業者に対して代金の引上げを求めたにもかかわらず、衣服製造卸業者は、かかる費用増を十分考慮することなく、著しく低い代金を定めた。

(5)-2 (短納期発注による費用増を考慮しない著しく低い代金の設定)

生地製造業者は、委託業者に対して短納期の方針を打ち出したところ、委託先の染色業者は、これによって染色加工に係る費用も大幅に増加するため、代金の引上げを求めたにもかかわらず、かかる費用増を十分考慮することなく、著しく低い代金を定めた。

(5)-3 (大量に発注することを前提とした単価による少量の発注)

産地問屋は、絹織物製造業者に絹織物の製造を委託しているところ、代金の値決めの際し、絹織物製造業者に大ロットの製造委託をすることを前提として見積書を出させたにもかかわらず、実際には、その見積価格を小ロットの発注における代金として定めたため、当該代金は通常対価を大幅に下回るものとなった。

(5)-4 (サンプル品の無償発注)

衣服製造卸業者は、縫製業者に仕様、規格等を指示して来シーズンの婦人服のサンプル製品の製造・加工を委託するに当たり、縫製業者がサンプルの製造・加工に係る代金を取り決めるよう求めたにもかかわらず、一方的に代金を支払わないこととした。

(5)-5 (付随業務による費用増を考慮しない著しく低い代金の設定)

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の製造・加工を委託し、納品させているところ、従来、衣服製造卸業者が作業していた衣服の値札作り、値札とスベア一付け、包装掛け等の作業を縫製業者に要請した。これにより、縫製業者は人員を手配するなど、費用が増加したので、代金の引上げを要請したが、衣服製造卸業者は、かかる費用増を十分考慮することなく、著しく低い代金を定めた。

(5)-6 (多頻度小口配送による費用増を考慮しない著しく低い代金の設定)

大規模小売業者は、納入業者に対して、多頻度小口配送を要請し、これによって納入に要する費用が大幅に増加するため、納入業者が納入単価の引上げを求めたにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に、通常対価相当と認められる単価に比して著しく低い納入単価で納入させた。

(6) 商品等の購入要請

委託者が、受託者に対し、その取引関係を利用して自己の販売する商品又は役務のほか、委託者の関係会社や取引先事業者が販売する商品又は役務の購入を要請することがある。

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、商品又は役務の購入を要請する場合には、受託者は、当該商品又は役務の購入を希望しないときであっても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ないこととなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。また、取引上優越した地位を利用して取引先事業者に自己の株式を取得するよう要請することは、同様に、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、自己又は自己の指定する者から、次のような方法により、受託者がその事業遂行上必要としない商品又は役務を購入させることは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

- ① 取引担当者等の取引に影響を及ぼし得る者が購入を要請する場合
- ② 受託者に対し、組織的又は計画的に購入を要請する場合
- ③ 購入する意思がないとの表明があった場合又はその表明がなくとも明らかに購入する意思がないと認められる場合に、重ねて購入を要請し、又は不必要な商品を一方的に送付するとき
- ④ 購入しなければ今後の取引に影響すると受け取られるような要請をし、又はそのように受け取られるような販売の方法を用いる場合

以上の考え方は、小売業者がその納入業者に対して取引上優越した地位にある場合にも同様に適用される。

[商品等の購入要請について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある委託者又は小売業者が、次の事例のように、受託者又は納入業者に対し、自己又は自己の指定する者から、受託者又は納入業者がその事業遂行上必要としない商品又は役務を購入させることは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者又は納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(6)-1 (販売先からの要請による購入要請)

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の縫製加工を委託し、受領した衣服を大規模小売業者に販売しているところ、大規模小売業者から要請を受けた衣服製造卸業者の外注・購買担当者が、縫製業者に対して大規模小売業者の新店舗開設時に、当該小売店から商品を購入するよう要請し、購入を余儀なくさせた。

(6)-2 (最終製品の買取り要請)

生地製造業者は、製織業者に生地の製造を委託しているところ、紳士服として縫製され最終製品となったものを、製織業者に対して、「返品」と称して小売価格での買取りを要請し、一旦要請を断ったにもかかわらず再度購入を要請し、

購入を余儀なくさせた。

(6)-3（自社の株式の取得の要請）

衣服製造卸業者は、縫製業者に衣服の縫製加工を委託するに当たり、継続取引の条件として、自社の株式の取得を要請し、縫製業者に株式の取得を余儀なくさせた。

(7) 協賛金等の負担の要請

小売業者が納入業者に対して、催事、広告等の費用負担のためのいわゆる協賛金など、金銭的な負担（以下「協賛金等」という。）を要請することがある。

小売業者と納入業者が共同して商品キャンペーンのための催事や広告を行う場合、そのための費用について協賛金等を負担することが、納入商品の販売促進につながるなど納入業者にとっても直接の利益となる場合もあるが、優越的地位にある小売業者が一方的な都合で納入業者に対しこのような要請を行う場合には、納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対して協賛金等を負担させることは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(ア) 協賛金等の負担額及びその算出根拠、使途等について、取引当事者間で明確になっていない場合であって、納入業者にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合

(イ) 次のような方法により協賛金等を負担させ、納入業者に不利益を与えることとなる場合

- a 納入業者の商品の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請すること
- b 納入業者にとって商品の販売促進やコスト削減に寄与するなど納入業者が得る直接の利益の範囲を超えて協賛金等を要請すること
- c 小売業者の決算対策のために協賛金等を要請すること
- d 一定期間に一定の販売量を達成した場合に小売業者にリベートを供与することをあらかじめ定めていた場合において、当該販売量を達成しないのに当該リベートを要請すること
- e 納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、納入業者が商品を納入した後において、その商品の納入価格の値引きを要請すること

以上の考え方は、委託者が受託者に対して取引上優越した地位にある場合にも同様に適用される。

[協賛金等の負担の要請について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある委託者又は小売業者が、次の事例のように、受託者又は納入業者に対し、協賛金等を負担させることは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者又は納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(7)-1（販売促進に寄与しない協賛金の要請）

衣服製造卸業者は、自社のブランド名を付した衣服の販売促進のため、縫製加工の委託先の縫製業者に対して一律に協賛金の負担を要請したが、要請を受けた縫製業者の大半が紳士服の縫製加工を行っているにもかかわらず、当該ブ

ランドの婦人服のみの販売促進費用として利用した。

(7)-2 (決算対策のための協賛金の要請)

衣服製造卸業者は、特別セール時に販売促進のため協賛金を負担することを条件として大規模小売業者と納入取引をしているところ、大規模小売業者は、特別セールとは別に決算対策として協賛金の負担を要請した。

(7)-3 (条件を満たさない場合のリベート(協賛金)の要請)

大規模小売業者は、衣服製造卸業者に対して、納入された商品が一定期間に一定の販売数を達成した場合に、協賛金を徴収することをあらかじめ定めていたが、当該販売数に至らないにもかかわらず、協賛金の負担を要請した。

(8) 従業員等の派遣の要請

納入業者が百貨店・スーパー等の小売店に対して、自社商品又は自己が納入した商品の販売等のためにその従業員等を派遣する場合がある。こうした従業員等の派遣は、納入業者が、小売業者の店舗で消費者に対して直接に、自社商品又は自己が納入した商品の広告宣伝と推奨販売が行えることから行う側面と、小売業者が自己の商品知識や販売力、労働力の不足を補うため要請する側面の両面がある。

従業員等の派遣は、納入業者にとって消費者ニーズの動向を直接把握できる、小売業者にとって専門的な商品知識の不足が補われる等の利点を有している場合があるが、優越的地位にある小売業者が一方的な都合で派遣を要請する場合には、派遣する納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対し、商品の販売その他の業務のためにその従業員等を派遣させることは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる（ただし、従業員等の派遣のために通常必要な費用を小売業者が負担し、納入業者の同意を得て行う場合は、不利益を与えることとなるものではなく、問題とはならない。）。

なお、小売業者が、納入業者に対し、従業員等の派遣に代えて、これに相当する人件費を負担させる場合も同様である。

(ア) どのような場合に、どのような条件で従業員等を派遣するかについて取引当事者間で明確になっていない場合であって、納入業者にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合

(イ) 従業員等の派遣を通して納入業者が得る直接の利益に照らして、納入業者に不利益を与えることとなる場合

a 派遣された従業員等に棚卸、棚替え、社内事務等の納入商品の販売促進と直接関係がない業務を行わせ、納入業者に不利益を与えることとなる場合

b 派遣された従業員等が納入商品の販売に当たることによって、納入商品の販売量が増大するなど納入業者が得る直接の利益に比較して、派遣のための費用が大きい場合

[従業員等の派遣の要請について独占禁止法上問題となる事例]

取引上優越した地位にある小売業者が、次の事例のように、納入業者に対し、その従業員等を派遣させることは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

(8) (販売促進に寄与しない従業員の派遣要請)

大規模小売業者は、衣服製造卸業者から無償で派遣させた従業員に、棚卸、棚替え、社内事務等の納入商品の販売促進とは直接関係がない業務をさせた。

3 取引条件の書面化の必要性

委託者と受託者がどのような条件で取引するかは、基本的にはそれぞれの自主的な判断にゆだねられるものであるが、委託者が受託者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して、受託者に対し、受領拒否、代金の支払遅延、代金の減額要請、返品、著しく低い対価での取引の要請等の一方的な取扱いを行う場合には、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。また、委託者と受託者の間で取引の対象となる製品の具体的内容や品質に係る評価の基準等があらかじめ明確になっていない場合には、受託者にとって不当にこれらの行為が行われたと認識されやすい。

このような問題を生じさせないためには、委託の内容・条件、代金の額、支払期日、支払方法等の取引条件を決定するに当たり、委託者と受託者の間であらかじめ十分な協議を行うとともに、これらの取引条件を書面化し明確にしておくことが望ましい。書面化の方法は、委託の都度これらの内容を記載した注文書を交付する、継続取引において共通の取引条件がある場合にあらかじめ取引基本契約書を締結するなどの方法が考えられる。

また、小売業者と納入業者間の取引においても、同様の問題を生じさせないためには、発注の内容・条件、代金の額、支払期日、支払方法等の取引条件を決定するに当たり、小売業者と納入業者の間であらかじめ十分な協議を行うとともに、これらの取引条件を書面化し明確にしておくことが望ましい。

〔公正取引委員会の相談窓口〕

名称, 住所, 電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務局 企業取引課 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 Tel 03(3581)3373	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県 山梨県
北海道事務所 取引課 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 Tel 011(231)6300	北海道
東北事務所 総務課 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 Tel 022(225)7095	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 総務課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 Tel 052(961)9421	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 下請課 〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 Tel 06(6941)2176	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 取引課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 Tel 082(228)1501	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 総務課 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 合同庁舎 Tel 087(834)1441	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 総務課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 Tel 092(431)5881	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 〒900-8530 那覇市前島 2-21-13 ふそうビル Tel 098(863)2243	沖縄県